社会福祉協議会

「横だしサービス」について





【概要】

介護保険外サービス「横出しサービス」とは、「介護保険サービス」と「障害福祉サービス」以外に、幌延町に住む住民に対して行う独自のサービスのことです。

幌延町社会福祉協議会では、令和2年9月から実施する ことになりました。

多様なニーズに対応し可能な限り自宅で安心して自立し た生活を送れるよう生活の質の確保及び向上を図る目的 があります。

【サービス対象者】

- ※幌延町内に在住する方で 下記の方がサービスの対象となります。
- ① 介護給付(要介護1~5)に該当する方介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1、要支援2)に該当する方
- ② 地域包括支援センターで行う、「介護予防事業対象者」 の該当を受け、このサービスを利用したい希望がある方
- ③ 何らかの障害者手帳をお持ちで、在宅で生活されている方





【サービス内容】

<家事分野>

- 窓ふき(内側で手の届く範囲、脚立に上がる行為は 出来ません)
- 簡単な電球の取り換え(脚立に上がる行為は出来ません)
- 簡単な物の移動(10kgまで)
- ・ 配薬・見守り・安否確認
- ・ ゴミの廃棄(曜日が合わず廃棄が困難な方、3袋程度まで)

☆掃除用具やゴミ袋などは利用者様の負担になります。

く身体介助分野>

- ・ 床屋や美容室等の介助、(身体不自由な方や認知症がある方)
- 診療所受診の付添(要介護1~5の方は介護保険で該当になります。)
- 入退院時の付添介助
 (※保険外サービスの為、ヘルパー車を利用することはできません。 タクシー等の利用や徒歩での移動が条件になります。)

【利用料金】

・1回あたり165円(30分以内)(・30分延長ごとに165円加算)

【利用時間】

8時30分~17時00分

【相談窓口】

- ・幌延町社会福祉協議会 🏗 9-4060 (ヘルパー直通)
- •端末機(IP) 5-1008

【サービスの紹介】

<家事分野>

〇 窓ふき

内側の窓で手の届く範囲 外側は出来ません。 <u>脚立に上がる行為は出来ません</u>



○簡単な電球の取り換え

トイレの電球や家庭でも取り換えが出来るもの LEDやシャンデリア等の取り換えは 対応できません。 脚立に上がる行為は出来ません

○ 簡単な物の移動(10kgまで) 腰痛がある方や身体不自由な方等 重い物を運ぶ事に困って いませんか?



※室内間の移動や物置など、敷地内の対応になります。

〇 配 薬

薬の飲み方や、上手く飲めず苦労している方はいませんか? 訪問介護職員が週1回程度、見守りも含め訪問し、配薬のお手伝いを致します。 ※今まで生活支援に組み込まれている方は介護保険で対応になります。

【サービスの紹介】

<家事分野>

○ゴミの廃棄

ステーションまで重たいゴミを運ぶ事に 困っている方はいませんか? ゴミの曜日に合わせて 訪問介護職員が訪問し、 ステーションまで廃棄します。



※しっかり分別出来ているものに限ります。 分別できていない場合は対応できません。

【サービスの紹介】

<身体介助分野>

〇 床屋や美容室の介助

身体不自由な方、認知症などで行先がわからなくなる 等で困っている方はいませんか? タクシーの送迎を利用し、歩行の介助や

ダクン一の送迎を利用し、歩行の介助や 車いす介助をいたします。

近隣者のみ自宅から徒歩で一緒に目的地まで行く付き添いも出来ます。

※保険外サービスのため、ヘルパー車を利用する事は できません。

○診療所受診の介助

受診する際に診察時の先生のお話しを一緒に聞いたり、 外出前の準備を一緒に行います。 タクシーの送迎を利用し、歩行の介助や

ダクン一の送迎を利用し、歩行の介助や 車いす介助をいたします。

近隣者のみ自宅から徒歩で一緒に目的地まで行く付き添いも出来ます。

○ 診療所入退院時の付添

入退院の準備、荷物の持ち運びなど希望に応じて 対応します。

<u>※保険外サービスのため、ヘルパー車を利用する事は</u> できません。

【概要】

介護保険制度の改正により、予防給付の訪問介護と通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。これは、地域に暮らしている高齢者の実情に合わせて、市町村ごとに多様なサービスを展開する事業のことです。 幌延町では、平成29年度から市町村による総合事業に移行しました。これに伴い、社会福祉協議会では、訪問型サービスの指定を受けて令和2年9月から「保険外サービス」多様なサービスを実施することになりました。

【サービス対象者】

- ※幌延町内に在住する方で し 下記の方がサービスの対象となります。
- ① 介護給付(要介護1~5)に該当する方 予防給付、総合事業訪問型 (要支援1、要支援2)に該当する方
- ② 地域包括支援センターで行う、「介護予防チェックリスト」 の該当者で、このサービスを利用したい希望がある方。
- ③ 障害者総合支援、居宅で生活されている方。





【サービス内容】

<家事分野>

- 窓ふき(内側で手の届く範囲、脚立に上がる行為は 出来ません)
- 簡単な電球の取り換え(脚立に上がる行為は出来ません)
- 簡単な物の移動(10kgまで)
- 配薬・見守り(週1回程度で生活支援の無い方)
- ゴミの持ち帰り(支援曜日が合わず廃棄が困難な方、 3袋程度まで)

☆掃除用具やゴミ袋などは利用者様の負担になります。

<身体介助分野>

- 床屋や美容室等の介助、(身体不自由な方や認知症がある方)(送迎サービスはできません。タクシー等の利用や徒歩での移動が条件になります。)
- 診療所受診介助(要介護者以外の方該当)

【利用料金】

- •30分以内165円
- •30分以上1時間以内330円 (30分を超えるごとに追加料金が発生します)

【利用時間】

8時30分~17時00分

【申込み方法】

- ホームヘルパーが訪問の際に受付できます。
- ・役場包括・ 担当ケアマネージャー
- ・電話の受付 社会福祉協議会 9-4060まで(ヘルパー専用)端末機電話(IP) 5-1008